

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		栃木市藤岡遊水池会館の使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡遊水池会館条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡遊水池会館条例第3条 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 3月23日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例抜粋 (利用の承認)</p> <p>第3条 遊水池会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、遊水池会館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則抜粋 (利用承認等)</p> <p>第5条 遊水池会館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ藤岡遊水池会館利用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、遊水池会館の利用を承認したときは、藤岡遊水池会館利用承認書(別記様式第2号。以下「利用承認書」という。)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 利用者は、遊水池会館の利用を取り消そうとするときは、藤岡遊水池会館利用承認取消申請書(別記様式第3号)に利用承認書を添えて、市長に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、条例第7条の規定により遊水池会館の利用の承認を取り消す場合は、藤岡遊水池会館利用承認取消書(別記様式第4号)により利用者に通知するものとする。</p>	